

		学校
No.	質問	回答
1	実施校側が延期や中止を判断してもよいか。また基準はどのように考えればよいか。	<p>最初に実施校側の希望が「予定通りに実施」又は「延期後実施」あるいは「中止」なのかを実施団体へお伝えくださるようお願いいたします。双方の状況を確認し、安全性を十分に確保の上で実施できるかどうかを御検討いただいた上で、最終的には学校側の意向に沿って決めていただくようお願いいたします。</p> <p>なお、検討にあたっては、次のガイドライン等を御参照くださるようお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■文部科学省ウェブサイト「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」 https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html ■文化庁ウェブサイト「文化施設における感染拡大予防ガイドライン・緊急事態宣言関連等」 https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/20200206.html#info03 ■被派遣者(出演者、実施団体)の所在地における感染症対策に関するガイドライン ■実施校の所在地における感染症対策に関するガイドライン
2	現在の実施予定日での実施の可否や延期後の日程はいつまでに判断すればよいか。	<p>実施校・実施団体間で相談の上、予め設定していただきますようお願いいたします。実施団体側の乗車券等の手配や出演者のスケジュールの確保等との兼ね合いもありますので、実施団体と御相談いただき、最終判断の時期を御検討ください。なお、「延期後実施」あるいは「中止」については実施校・実施団体双方からともに申し出があった時点での承認となりますので、事務局への御連絡をお忘れなきようお願いいたします。</p>
3	公演の延期はいつまで可能か。	<p>今年度の実施については、令和5年1月31日(火)までを対象実施期間とします。</p> <p>決定後は、「令和4年度文化芸術による子供育成推進事業－巡回公演事業－実施の手引き（実施校用）」P9の案内に従って変更後の日程の御共有をお願いいたします。</p>
4	中止や延期が決定した場合、どうしたらよいか。	<p>事務局(別途、都道府県・政令指定都市担当課局より指定先がある場合は指定先)へメールにて御連絡くださるようお願いいたします。（詳細につきましては「令和4年度文化芸術による子供育成推進事業－巡回公演事業－実施の手引き（実施校用）」P9を御参照ください）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■中止や延期の場合の対応方法については別途以下URLにも取りまとめています。 https://www.kodomogeijutsu.go.jp/junkai/r4_school.html#s03
5	新型コロナウイルス感染症予防について必要な対策の事前相談をしたいが、打ち合わせ等を行ってよいか。	<p>実施団体へは、原則としてワークショップ時に会場下見を行っていただくようお願いしています。</p> <p>また、令和4年度についても、実施予定時期における地域の状況によってはワークショップを行えないことも想定されますが、この場合も、本公演実施時の設営等における安全確保の観点から、別途、会場下見のみ行うことがあります。対面での打ち合わせについては、できる限りこれらの機会に行っていただけるようお願いいたします。</p> <p>これ以外の打ち合わせについては、状況にもよりますが、電話やビデオ通話等を使用したオンライン上での打ち合わせを御検討くださるようお願いいたします。また、やむを得ず対面での打ち合わせを行う場合は、マスクの着用、密閉空間を避けていただくなど、予め実施団体と感染症に関する防止対策を御相談の上、最小限の範囲としていただくようお願いいたします。</p>
6	消毒液等の購入は認められるか。	<p>学校で購入した場合も、ワークショップ及び公演に当たり必要な数量に限り計上が認められます。ほとんどの場合、実施団体側でも準備をしていますので、手配が重複しないようまずは実施団体へ御相談ください。</p>

		学校
No.	質問	回答
7	実施時の密集状態を避けるために、実施を複数回に分けるなどの対応をとってよいか。	まずは実施団体と御相談いただき、鑑賞人数を調整いただく等の工夫をお願いいたします。複数回公演の実施可否については、事業全体の状況等を鑑み、実施団体を通して御連絡いたします。
8	実施校において、巡回公演事業に対する実施時間の確保が困難な状況がある。また、本公演の時間を短縮しても良いか。	ワークショップについては、状況により当初予定していたワークショップを受けられない場合も、「本公演当日実施、オンライン通信による指導(同時中継)、事前学習資料の共有、コロナ対応版のプログラムに切り替える」等、実施団体側が御用意できることもありますので、まずは実施団体へ御相談いただきますようお願いいたします。 本公演についても、まずは、実施校の状況や実施に向けての御要望を実施団体側へ御相談いただきますようお願いいたします。実施団体、事務局間において対応可能な範囲を検討いたします。ただし、演目等によっては、実施内容の変更が困難な場合もあり、すべての実施団体がプログラムの一部変更や公演時間の短縮等に対応できないこともありますので、御理解いただけますようお願いいたします。
9	オンラインでの公演やワークショップの指導はしてもらえるか。	本事業について、「子供たちに対し質の高い文化芸術の鑑賞機会を届けること」を事業主旨としていることから、本公演については、オンライン通信による動画配信のみの実施については現時点では実績として認められません。 ただし、鑑賞者の密集を避けるための措置として、一部の鑑賞者を対象とした動画配信(同時中継)等による実施が必要な場合は、この限りではありませんので、まずは実施団体へ御相談ください。(実施例：1学年のみが体育館にて鑑賞、その他の学年は動画配信(同時中継)にて鑑賞等) ワークショップについても、本区分において重要な位置づけとしており、まずはできる限り実施へ向けた御調整をいただけますようお願いいたします。対面での実施がどうしても困難な場合には、オンライン通信による動画配信(同時中継)対話形式での指導または学習教材(事前録画を含む)の配布等による代替対応等も準備しておりますので、まずは実施団体へ御相談いただきますようお願いいたします。(対応方法は団体により異なります。)
10	実施にあたり、被派遣者全員にPCR検査の実施を希望する。PCR検査費の計上は認められるか。	要否の判断に当たっては、都道府県・政令指定都市等本事業の窓口となっている担当部局と御相談の上、地域ごとの状況を踏まえて要請のレベルについて十分に御検討の上、要否を判断してください。 <u>必要と判断された場合には、学校から公演団体を通して事務局へ御連絡ください。</u> 経費計上に当たり必要な手続き等について御案内いたします。 各実施校により、実施規模や実施内容が異なりますため、各関係箇所と御相談される際は、最新の実施予定内容を明確に御共有くださるようお願いいたします。 ※R4年度より書類提出の流れが変更になりました。(R3年度は「都道府県・政令指定都市または所轄市区町村からの御提出」でしたが、R4年度は「学校からの御提出」に変更)
11	新型コロナウイルス感染症感染予防対策として会場変更を希望する場合は、どのように対応すればよいか。	会場変更について公演団体側へ御相談をお願いいたします。公演団体側で対応が可能か会場条件等の確認をし、対応が可能な場合、会場変更にて御対応を進めるようになります。(会場変更に伴い前泊費用や移動費用等が発生する場合は、事前に事務局まで御相談いただくように団体側へお伝えください) 会場変更に伴う書類の御提出はございません。随時メールにて事務局までお知らせください。 会場費用については事業経費対象外となり、学校側にて御負担いただく必要があります。(実施校用手引きP6) 実施会場までの生徒移動交通費の御計上が可能です。(実施校用手引きP17)